

特集：初めての「過労死等防止対策大綱」が閣議決定 2

事業主には雇用者として責任を持った対応を要請

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定された。大綱は昨年6月に全会一致で可決・成立した「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、政府は過労死等を防止するための施策を行っていくこととなる。岩城稯弁護士に大綱のポイント等を解説いただく。

好評連載 ◆続・深める！民法・会社法等の基本理解 [5 (最終回)] 41

民法改正と労働法への影響を理解する

AVANCE LEGAL GROUP LPC 代表社員・弁護士 片山雅也

◆判例詳解 [167] A'sVerite 事件 48

賃金減額は合理性や相当性から判断

実践女子大学非常勤講師 清水弥生

◆税務相談百例 [174] 56

美術品等についての減価償却資産の判定

税理士 北林郁子

◆全国ハローワーク探訪 [620] 60

地域との絆を引き継ぎ、一人でも多くの「就職・充足」を

広島・広島西条公共職業安定所 山根弘子

ニュース 生産性と雇用問題への対応を分析（厚生労働省が「平成27年版労働経済白書」を公表）／マタハラ事案で初めての名前公表（厚労省・均等法30条に基づく措置）／言葉の認知度は9割超（連合が「マタハラ」意識調査を発表）／労働者派遣法が一部修正の上で成立・施行（参議院厚生労働委員会では39項目もの附帯決議が行われる）／中退共のポータビリティが向上（中小企業退職金共済法の一部改正）／労働経済指標 34

労務相談室 <労働局 NEWS No.29 > 38

編集後記 早産のため育児休業開始日を前倒変更／申出を認めなくてもよいのか 58

..... 64